



福岡市

配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する基本計画

第3次福岡市DV防止基本計画
【令和3年度～令和7年度】



計画策定の趣旨

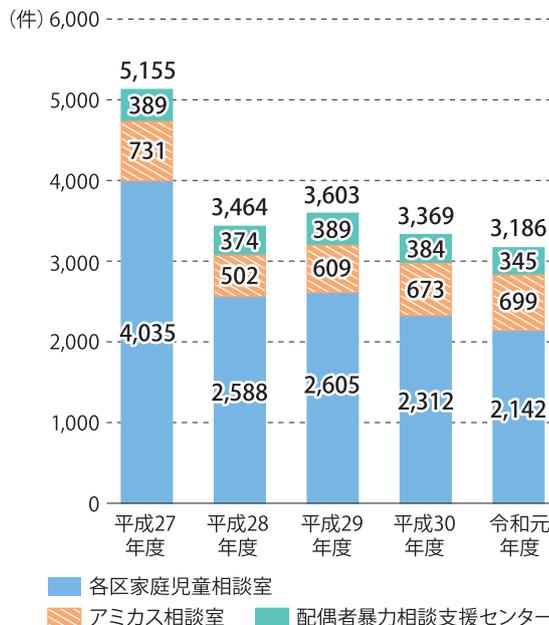
配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

福岡市のDV相談件数は、平成27年度をピークに減少しています(図1)。

一方、全国の警察へのDV相談件数は年々増加しており、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などの影響で、DVの被害者と加害者の双方が家庭で過ごす時間が長くなっているため、DV被害の増加が危惧されます。

福岡市では、被害者に寄り添った切れ目のない支援を今後さらに推進していくため、令和3年3月に、「福岡市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次福岡市DV防止基本計画)」を策定しました。

○ 福岡市のDV相談件数の推移(図1)



計画の位置づけ・定義

福岡市DV防止基本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づき策定するもので、「福岡市男女共同参画基本計画(第4次)」の中に位置づけられています。

「福岡市男女共同参画基本計画(第4次)」

- > 基本目標2 「あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会」
- > 施策の方向1 「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」

「DV防止法」における「配偶者からの暴力」とは…

配偶者	男性、女性を問いません。 事実婚や生活の本拠を共にする交際相手、元配偶者* も含まれます。 ※離婚・離別前に暴力を受け、離婚・離別後も引き続き暴力を受ける場合。
暴力	身体的暴力 のみならず、 精神的暴力 、 性的暴力 も含まれます。裁判所に対する保護命令の申立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象となります。

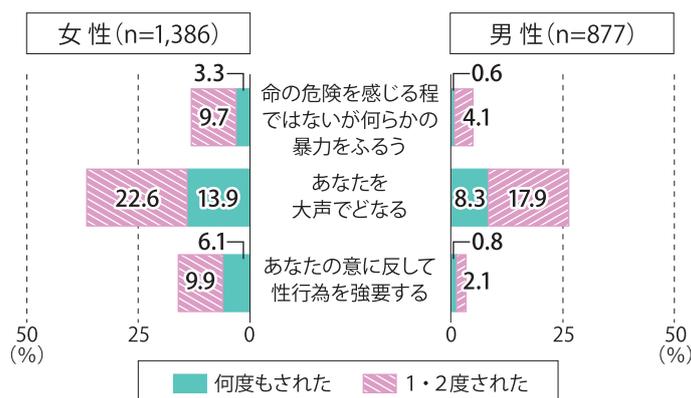
本計画におけるDVとは…

「DV防止法」に規定する配偶者(事実婚・元配偶者も含む)からの暴力及び生活の本拠を共にする交際相手(元生活の本拠を共にする交際相手も含む)からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない**交際相手からの暴力(デートDV)**も対象として含めます。

DVの種類

- **身体的暴力**…… たたく、殴る、蹴る、物を投げる、刃物を突きつける、首を絞める、髪を引っ張る など
- **精神的暴力**…… 大声で怒鳴る、ののしる、おどす、無視する、行動を制限する など
- **性的暴力**…… 性行為を強要する、避妊に協力しない など
- **経済的暴力**…… 生活費を渡さない、借金をさせる など
- **子どもを利用した暴力**…… 子どもにあなたがいたらないと吹き込む 子どもに危害を加えるといっておどす など

○ 配偶者等から暴力を受けた経験



資料:平成30年度市政に関する意識調査



数値目標

平成30年度市政に関する意識調査によると、配偶者等から暴力(身体的・精神的、性的)を受けた際に実際にとった行動は、男女ともに「がまんした」と回答した人が最も多くなっています(図2)。DV被害が深刻化する前に、相談から保護・自立に至る支援を行うため、**安心して相談できる窓口の周知に努めます。**

また、将来的にDVの被害者・加害者を生まないためには若年層からDV予防教育を行うことが重要であり、学校と連携しながら**中学生や高校生世代の子どもたちにデートDV(交際相手からの暴力)防止教育を行います。**

○ 配偶者等からの暴力を受けた際に「がまんした」人の割合(図2)



資料:平成30年度市政に関する意識調査

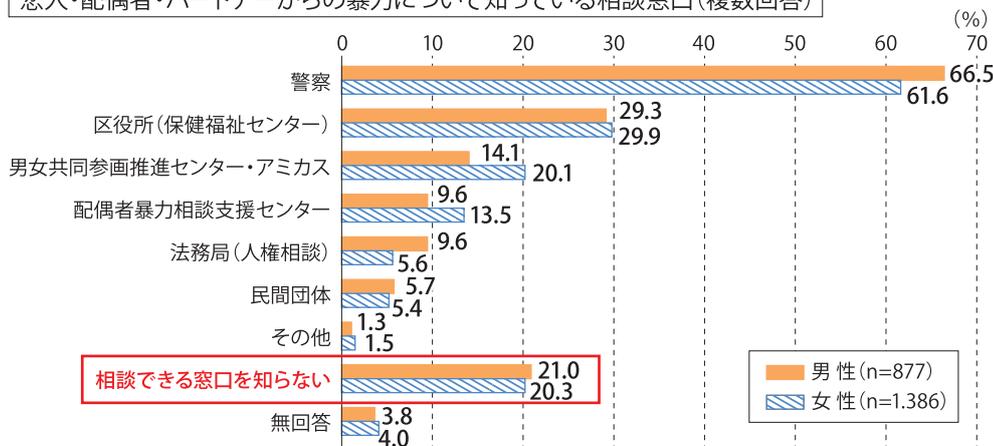
以上のことを踏まえ、計画期間中に本市が達成すべき数値目標として、次の2点を設定します。

目標① 配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度向上

「相談できる窓口を知らない」と回答する人の割合を、現在の約2割から1割へ引き下げます。

	現状値 (H30年度)	目標値 (R7年度)
女性	20.3%	10%
男性	21.0%	10%

恋人・配偶者・パートナーからの暴力について知っている相談窓口(複数回答)

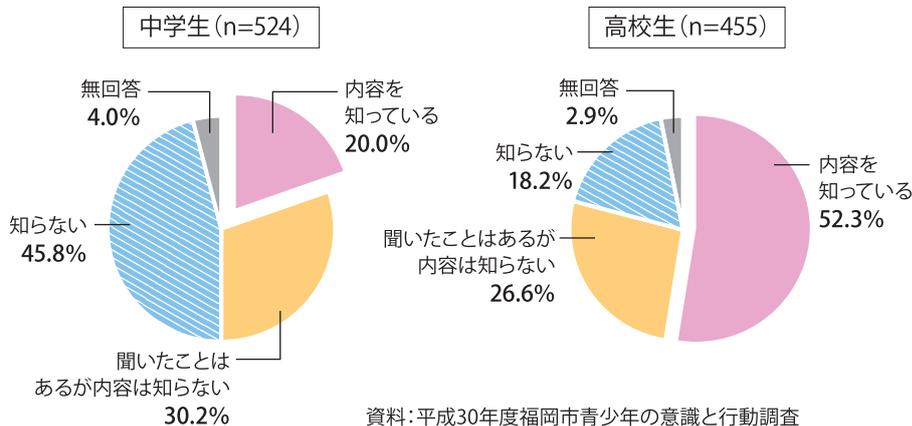


資料:平成30年度市政に関する意識調査

目標② 中学生の「デートDV」についての理解度向上

デートDVについて「内容を知っている」と回答する中学生の割合を、中学生は5割、高校生は8割まで引き上げます。

	現状値 (H30年度)	目標値 (R7年度)
中学生	20.0%	50%
高校生	52.3%	80%



資料:平成30年度福岡市青少年の意識と行動調査

POINT /

配偶者や同棲相手ではなく、交際している相手から受ける暴力のことを「デートDV」といいます。将来的なDVの加害者・被害者を生まないためには、若年層に対する啓発・教育が重要です。

女性の約6人に1人、男性の約12人に1人は交際相手からの暴力を受けたことがあると答えています。(令和2年度内閣府の男女間における暴力に関する調査)

また、家庭やメディア、社会の中には、「男は強くなければならない」「従順な方が女らしい」などのジェンダー観や、「暴力をふるわれる方にも問題がある」「無視をすることは暴力に入らない」などの暴力を軽視する意識など、デートDVにつながる誤った価値観が存在しており、子どもたちに影響を与えています。

福岡市では、若年層に対するデートDV防止教育等を通じて、子どもたちがお互いに尊重し合い、対等な人間関係を築くための方法を身につけることで、将来的なDVの被害者・加害者を生まないことを目指します。

計画の内容

- ◆ 配偶者等からの暴力を受けた被害者の相談窓口の周知を図ります。
- ◆ 被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組みます。
- ◆ 暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取り組みを充実します。

① 相談体制の充実

具体的施策の内容	事業名
<p>○被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、アミカス等の機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。</p> <p>○被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。</p> <p>○配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。</p>	<p>○配偶者暴力相談支援センターにおける相談</p> <p>○区子育て支援課・家庭児童相談室における相談</p>
	<p>○アミカス相談室における相談</p> <p>○男性のための相談ホットラインによる相談</p>
	<p>○区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談</p>
	<p>○法的助言が必要な被害者に対する法律相談</p>
	<p>○相談員連絡会議における情報交換等による連携強化</p> <p>○DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修</p> <p>○各関係機関との情報交換</p>
<p>○高齢者や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。</p>	<p>○いきいきセンターふくおか運営 (地域包括支援センター事業)</p> <p>○区障がい者基幹相談支援センター事業</p>
<p>○在住外国人の被害者に対し、通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。</p>	<p>○在住外国人被害者の窓口相談にあたって通訳を派遣</p> <p>○相談窓口を案内する多言語対応(9か国語)リーフレットの配布</p>
<p>○相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図るとともに、二次被害(被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと)を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。</p> <p>○相談員のメンタルヘルスに配慮します。</p>	<p>○配偶者等からの暴力相談・支援に関わる職員に対する研修</p>
	<p>○相談員研修の充実</p>
<p>○被害者の情報保護に努めるとともに、各制度の適切な運用を行います。</p>	<p>○被害者の情報保護及び各制度の適切な運用</p>

② 保護体制の充実

具体的施策の内容	事業名
<p>○被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。</p> <p>○安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。</p>	<p>○危険が急迫している場合の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護</p>
<p>○民間シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。</p>	<p>○民間シェルターを運営する民間支援団体の活動支援</p>

③ 被害者の自立のための支援

具体的施策の内容	事業名
○被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、法的制度、心理的ケアなどの施策について 情報提供や支援 を行います。	○アミカスDV被害者支援のためのグループワーク ○法的助言が必要な被害者に対する法律相談
○配偶者やパートナー間の暴力等を児童が目撃する「 面前DV 」は児童への心理的虐待であることを踏まえ、DV被害者親子等に対して 心理的ケア を図ります。	○被害者親子等のカウンセリング
○市営住宅、児童福祉、母子父子寡婦福祉、医療保険、年金、生活保護、就業等の各種制度を適切に活用して 被害者の自立を支援 します。 ○被害者やその家族、支援者などの関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。	○市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用 ○ひとり親家庭支援センター(就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業) ○母子生活支援施設における自立支援 ○ひとり親家庭自立支援給付金事業 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ○児童手当 ○児童扶養手当

④ 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

具体的施策の内容	事業名
○配偶者等からの暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて 意識啓発 を進めます。 ○被害者の早期発見、早期対応につなげるよう 相談窓口の周知 を図ります。 ○国・自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策などについて、 調査、情報収集 を行います。 ○在住外国人の被害者が相談支援につながるよう相談窓口の案内に努めます。	○配偶者等からの暴力防止に関する講座・講演会 ○市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発 ○相談窓口情報を掲載したカード・リーフレットの作成、配布
○配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、 子どもの発達段階に応じた教育 に取り組みます。	○中高生へのデートDVに関する教育 ○若年層に向けたデートDVに関する啓発

⑤ 関係団体との連携

具体的施策の内容	事業名
○相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。 ○子どもに対する支援にあたって、配偶者暴力相談支援センターが要保護児童支援地域協議会に参画して 関係機関との連携 を図ります。	○福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議による国、県、民間団体等との連携 ○相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援

DVと児童虐待との関係

令和2年度の内閣府の男女間における暴力に関する調査によると、DVが起きている子育て中の家庭の約1/4で子どもに対する暴力が同時に行われています。また、子どもの前でパートナー間で暴力を振るうことは子どもへの心理的虐待にあたるなど、DVは児童虐待と密接な関連があると言われています。

さらに、令和元(2019)年6月公布の「改正DV防止法」では、DV被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所(福岡市では、「こども総合相談センター」)が明確化されました(図3)。

これらを踏まえ、福岡市では、DV対応と児童虐待対応との連携を一層強化して、被害者支援に取り組みます。

POINT

DV(配偶者からの暴力)などの暴力・暴言を見聞きすることは、子どもの成長・発達にさまざまな悪影響を与えます。

子どもの目の前で、家族へ暴力・暴言をふるうこと(いわゆる「^{めんぜん}面前DV」)は、子どもへの心理的な虐待です。子どもがDVを目撃していない場合や、言葉を理解していない赤ちゃんであっても、影響があるとされています。

● 脳へのダメージ

長期間暴力を見聞きすることで、視覚野が委縮し、視覚による記憶力が低下するなど、**子どもの脳が傷つく**ことが明らかになっています(右図)。

目に見える被害がなかったとしても、子どもの発達に深刻な影響を及ぼしています。

● 将来への影響

日常的に暴力のある環境にさらされた子どもは、困った時に暴力で問題を解決しようしたり、さらなる暴力を恐れて暴力を受け入れるようになったり、**自尊心感情(自分が大切な存在だと思ふ気持ち)が持てなくなるなどのリスクが高まる**とされています。



作成協力: 福井大学 友田明美教授

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)の制定及び一部改正(図3)

平成13年
制定

<DV防止法の柱>

- 配偶者からの暴力を受けた被害者の相談・支援を担う「配偶者暴力相談支援センター」の機能を規定
- 保護命令制度の創設

平成16年
改正

- 配偶者からの暴力の定義に身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を追加、元配偶者からの継続する暴力にも法の適用を規定
- 国及び地方公共団体の責務に被害者の自立支援を明記
- 被害者の保護にあたっての関係機関の連携について追記
- 主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定を規定
- 保護命令制度の拡充
- 市町村における配偶者暴力相談支援センター業務の実施

平成19年
改正

- 市町村基本計画の策定が努力義務に
- 市町村の配偶者暴力相談支援センター設置が努力義務に
- 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知を規定
- 保護命令制度の拡充

平成25年
改正

- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても準用

令和元年
改正

- **DV対応と児童虐待対応との連携強化、体制強化**

福岡市のDV被害者支援関係機関

配偶者暴力相談支援センター

- 電話相談、法律相談
- 自立支援、保護命令等に関する情報提供
- 被害者親子等のカウンセリング

男女共同参画推進センター アミカス

- 電話相談、面接相談
- DV被害者支援のためのグループワーク
- 自立支援 など

区保健福祉センター

- 相談、自立支援 など



民間団体

地方裁判所

- 保護命令の発令

子ども総合相談センター

福岡県女性相談所

DV相談機関

※いずれの機関も年末年始を除く

福岡市配偶者暴力相談支援センター (福岡市DV相談専用電話)		TEL FAX 092-711-7030 月・水・木・金曜日 10時～17時 / 火曜日 10時～20時 ※祝日を除く
アミカス	総合相談	TEL 092-526-3788 月～日曜日 10時～16時半 毎月第2・4月曜日 10時～20時 (祝日の場合は16時半まで)
	アミカスDV相談ダイヤル	TEL 092-526-6070 水・木曜日 10時～16時
	男性のための相談ホットライン	TEL 092-526-1718 毎月第1・2・3月曜日 19時～21時 ※祝日を除く
福岡県配偶者からの暴力相談電話 (夜間・休日)		TEL 092-663-8724 月～金曜日 17時～24時 / 土日祝 9時～24時
福岡県あすばる相談ホットライン		TEL 092-584-1266 9時～17時 / 金曜日(祝日を除く)のみ18時～20時半も可 ※8月13日～15日を除く
男性DV被害者のための相談ホットライン		TEL 092-571-1462 水・木曜日 17時～20時 / 金曜日 12時～16時 ※祝日を除く
LGBTの方のDV被害者相談ホットライン		TEL 080-2701-5461 第2火曜日 12時～16時 / 第4火曜日 17時～20時 ※祝日を除く
警察本部警察安全相談コーナー		TEL #9110 または 092-641-9110
警察本部犯罪被害相談 「心のリリーフ・ライン」 (犯罪被害者等の心のケア)		TEL 092-632-7830 月～金曜日 9時～17時45分 ※祝日を除く



パープルリボンは
女性に対する暴力根絶の
シンボルマークです。



発 行

福岡市こども未来局こども部こども家庭課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 TEL 092-711-4238 FAX 092-733-5534

令和3年3月発行